

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字下段14-9  
株式会社鈴木建設工業

2. 指名停止措置期間

平成27年11月19日から平成28年1月27日まで（10週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

株式会社鈴木建設工業は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令27条の13に定める公共工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、複数の公共工事の入札に参加し、その一部を落札し、請負契約を締結したことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同法第28条第3項に基づいて、平成27年8月26日に東北地方整備局より15日間の営業停止命令を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため、本件については10週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070